

20 消 安 第 7237 号
平成 20 年 10 月 3 日
(改正：平成 31 年 3 月 1 日)

地方農政局長、北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長 宛て

農林水産省消費・安全局長

試験研究の目的で農薬を使用等する場合の留意事項について

標記については、「農薬取締法の一部を改正する法律の施行について」（平成 15 年 3 月 13 日付 14 生産第 10052 号農林水産省生産局長通知。以下「平成 15 年局長通知」という。）、「農林水産大臣の登録を受けないで試験研究の目的で農薬を製造等する場合の留意事項について」（平成 16 年 11 月 10 日付け 16 消安第 6316 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知。以下「平成 16 年課長通知」という。）、「農林水産大臣の登録を受けていない農薬を試験研究に用いた際の収穫物等に関する試験終了後の取扱いについて」（平成 20 年 9 月 22 日付け 20 消安第 6968 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知。以下「平成 20 年課長通知」という。）により、指導してきたところである。

しかしながら、今般、大学の附属農場において、農薬登録を受けないで農薬を使用できる試験研究の範囲を逸脱して、使用が禁止されている農薬が使用されていたこと、使用された残液が不適切に廃棄されていたこと、これらの農薬が適切に管理されていないこと等の事実が明らかとなった。

農薬に関し十分な知見を有するべき大学において、こうした事実が確認されたことは極めて遺憾であり、試験研究の目的で使用される農薬及び農薬の使用に係る試験研究に供された収穫物等について、より一層の厳重な取扱いを行うことが必要である。改めて当該通知の記載について留意するとともに、下記の事項につき、遺漏なきよう関係者に対し周知徹底するようお願いする。

なお、（管内農政事務所並びに管内各都道府県）に対しては、貴職から周知徹底をお願いする。

記

- 1 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 24 条において、使用が認められていない農薬（以下「使用禁止農薬」という。）について規定されている。農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 1 号）第 1 号において、法第 24 条ただし書に規定する同条の適用を受けない場合として、試験研究の目的で農薬を使用する場合が定められている。この試験研究の目的で農薬を使用する場合とは、以下のような試験、実験、研究、開発、検査等に使用する場合に限られている。したがって、これ

らの場合以外（例えば、通常の栽培管理の一環としての使用の場合）は、使用禁止農薬の使用は決して行わないこと。

① 法第 3 条第 1 項に規定する登録又は法第 7 条第 1 項に規定する変更の登録を受けるために必要な資料（農薬の安全性その他の品質に関する試験成績等）を作成するために農薬を使用する場合

② ①以外の場合であって、農薬の成分、効果、毒性、残留性等を判断するための試験を行うために農薬を使用する場合

2 上記 1 のとおり試験研究の目的で使用される使用禁止農薬については、法令に基づく管理を徹底するとともに、その種類や数量の把握を十分に行うなど、適切な管理体制を構築し、紛失、盗難等があった場合には、速やかにその旨を農産安全管理課農薬対策室に報告すること。

3 使用禁止農薬に係る試験研究終了後は、平成 16 年課長通知及び平成 20 年課長通知の趣旨に基づき、使用した農薬、農作物等について、適切に保管又は処分等することとし、農薬の不適切な廃棄や収穫物の販売、譲渡等を行わないこと。

4 上記 1 のとおり試験研究の目的で使用される使用禁止農薬については、必要な最小限度の量の使用に止めるとともに、試験関係者の健康や人畜への影響、環境保全等の観点から安全対策に万全を期すこと。

5 このほか、法第 25 条において、農薬を使用する者が遵守すべき基準について規定されている。農薬取締法第 25 条第 1 項の農林水産省令・環境省令で定める農薬を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 4 号）において、試験研究の目的で使用する農薬については、法第 25 条第 1 項の農薬を使用する者が遵守すべき基準の対象となる農薬から除かれている。この試験研究の目的で農薬を使用する場合についても、上記 1 から上記 4 までに記載されているものと同様の取扱いとすること。